制定　平成３１年　４月１６日　原規技発第 1904162 号
改正　令和　３年　８月２６日　原規技発第 2108261 号
改正　令和　６年１２月２３日　原規技発第 2412233 号

安全研究プロジェクトの評価実施要領を次のように定める。

平成３１年４月１６日

原子力規制庁長官

安全研究プロジェクトの評価実施要領の制定について

安全研究プロジェクトの評価実施要領を別添のように定める。

附　則
この規程は、平成３１年４月１６日から施行する。

附　則
この規程は、令和３年８月２６日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年１２月２３日から施行する。

安全研究プロジェクトの評価実施要領

１．目的

この要領は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（原規技発第 1607064 号（平成 28 年 7 月 6 日原子力規制委員会決定）。以下「基本方針」という。）に基づき、安全研究プロジェクトの評価（事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価）について、その評価方法、評価項目及び評価基準を明確かつ具体的に定め、安全研究プロジェクトに関する目的及び目標の達成状況の確認並びに後継安全研究プロジェクトの企画、見直し等による評価結果の有効な活用に資することを目的とする。

２．適用範囲

この要領は、長官官房技術基盤グループが実施する安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価に適用する。

３．安全研究プロジェクトの評価

安全研究プロジェクトの評価は、事前評価（３．１）、中間評価（３．２）及び事後評価（３．３）についてそれぞれ行う。この際、これらの評価に連続性と一貫性を持たせるため、以下の視点から一貫した評価を行う。

・目標・成果の適切性
・研究の進め方に関する技術的適切性
・研究の管理の適切性

追跡評価（３．４）については、安全研究プロジェクト終了後の成果の公表・活用状況の傾向を把握するため、終了から２年以上が経過した安全研究プロジェクトを分野ごとに束ね、成果の公表・活用実績について数年分を取りまとめて確認を行う。

３．１　事前評価

（１）事前評価の目的

事前評価は、基本方針に基づき原則として毎年度作成する「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」（以下「実施方針」という。）に従い計画された新規の安全研究プロジェクト（後継の安全研究プロジェクトも含む。）について、その計画の適切性を評価することを目的とする。

なお、事前評価に先立ち、実施方針策定時に、新規安全研究プロジェクトの概要及び実施の要否を確認し、原子力規制委員会の了承を受けることとする。

（２）事前評価結果の活用

事前評価の結果は、安全研究プロジェクトの開始前に策定する研究計画（研究の背景、目的、知見の活用先、研究概要、成果目標、実施計画（成果の公表計画を含む。）

等を定めたものをいう。以下同じ。）の案の変更の要否の判断等に活用する。

（３）事前評価の実施時期

事前評価は、安全研究プロジェクト開始の前年度の１２月（次年度の当初予算案の決定）以降に行う。

（４）事前評価の方法

事前評価は、様式１による当該安全研究プロジェクトを実施するための研究計画案を作成した上で、以下の評価項目ごとにその適切性を評価する。

① 成果目標及び実施計画（成果の公表計画を含む。）に関する適切性
以下の観点を踏まえて評価する。
・目的や知見の活用先との整合性（規制上必要な時期に必要な知見が得られる計画となっているかなど）
・明確性及び実現可能性
② 研究の進め方に関する技術的適切性
③ 知見の活用先の設定に関する適切性

項目②の評価は、研究手法、成果の取りまとめ方法等の技術的適切性の評価について客観性を確保するため、技術評価検討会（外部専門家の評価意見及び産業界等の専門的な技術的知見を有する者（専門技術者）の意見を聴取するための公開会合をいう。以下同じ。）[1]での議論を経た上で行うものとする。

（５）事前評価の手続

安全研究プロジェクトを担当する安全技術管理官等（安全技術管理官又はその代理として技術基盤グループ長が指名する者をいう。）（以下「担当安全技術管理官等」という。）は、技術評価検討会での意見等を踏まえ、評価項目（項目③に係るものを除く。）ごとの評価を様式２（事前評価書）に記載する。項目③については、実施方針における研究の必要性や研究課題に応じて、当該安全研究プロジェクトに関係する課等[2]の長に評価を求める。それらを基に、最終的な研究計画案の変更の要否及び変更が必要な場合はその変更内容を様式２に記載して評価案を作成し、それを原子力規制委員会へ諮る。

３．２　中間評価

（１）中間評価の目的

[1] 技術評価検討会における外部専門家については、公正性及び中立性確保の観点から、利害関係者が評価に加わらないよう十分に配慮する。なお、評価の視点は、①国内外の過去の研究及び最新知見を踏まえているか、②解析実施手法、実験方法が適切か、③解析結果の評価手法、実験結果の評価手法が適切か、並びに④重大な見落とし（観点の欠落）がないかの４点とする。

[2] 原子力規制委員会行政文書管理要領第２条に規定される「課等」を示す。

中間評価は、研究計画と実施方針の整合性について改めて確認するとともに、研究の進捗状況やその時点までの成果、当該研究分野の最新動向等を踏まえた当初計画の見直し等（研究の充実化、中断、中止、期間の短縮等の対応を含む。以下同じ。）の要否の判断及び研究の実施状況の評価を行うことを目的とする。

（２）中間評価結果の活用

中間評価の結果は、安全研究業務のマネジメントの改善、実施方針の策定、予算等の資源配分を行う際の意思決定等に活用する。

（３）中間評価の実施時期

中間評価は、５年以上の期間にわたって行う長期の安全研究プロジェクトを対象とし、原則としてプロジェクト開始の年度から起算して３年目の年度（その後３年ごと）における実施方針策定前に実施する。ただし、安全研究プロジェクトの残りの研究期間を踏まえ、研究期間の最終年度については中間評価を実施しないものとする。また、研究計画に大きな変更が必要であると担当安全技術管理官等が判断した場合は、当該変更前に中間評価を実施するものとする。

（４）中間評価の方法

（ア）当初計画の適切性に関する評価

実施方針との整合性、評価時における技術動向、規制動向等の情勢の変化及び先行安全研究プロジェクトの事後評価からの改善状況（該当する場合に限る。）を踏まえ、当初計画の見直し等の要否を評価する[3]。

（イ）研究の実施状況の評価

（ア）の評価において継続することとされた安全研究プロジェクトについて、評価項目ごとに、別記１の基準による評価（３．２、別記１、別記２及び様式３において「項目別評価」という。）を行い、その結果を表示する評語（別記２において「項目別評語」という。）を付し、別記２の方法による評価（３．２、別記２及び様式３において「総合評価」という。）を行い、中間評価の結果を総括的に表示する評語（別記２において「全体評語」という。）を付す。

項目別評価における評価項目は以下とする。ただし、安全研究プロジェクトの特性を踏まえて、必要に応じて評価項目を追加することを可能とする。

① 研究の進め方に関する技術的適切性
② 研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性

項目①の評価は、事前評価と同様に技術評価検討会での議論を経た上で行うも

[3] 「計画の見直しは不要」、「計画を見直した上で継続する」、「研究を中断する」、「研究を中止する」等を判断するものとする。

のとする。

（５）中間評価の手続

（ア）当初計画の適切性に関する評価

担当安全技術管理官等は、技術動向等を踏まえた当初計画の見直しの要否を評価し、様式３（中間評価書）に記載するとともに、規制動向を踏まえた当初計画の見直しの要否の評価については、実施方針における研究の必要性や研究課題に応じて、当該安全研究プロジェクトに関係する課等の長に評価を求めた上で、評価結果を様式３に記載する。その後、最終的な当初計画の見直し等の要否を様式３に記載する。

（イ）研究の実施状況の評価

（ア）において安全研究プロジェクトを継続すると評価した場合、担当安全技術管理官等は、様式３に項目別評価及び総合評価を記載し、安全研究プロジェクトごとの評価結果についてばらつきが生じないよう、担当安全技術管理官等間で相互にレビュー･調整を行った上で､最終的な評価案を原子力規制委員会へ諮る。

３．３　事後評価

（１）事後評価の目的

事後評価は、安全研究の成果を確認するとともに、成果目標の達成状況、成果の規制への活用状況・見通し等について評価することを目的とする。

（２）事後評価結果の活用

事後評価の結果は、目的及び成果目標の達成状況の確認、後継安全研究プロジェクトの企画や研究計画の見直し等（実施方針の策定、後継安全研究プロジェクトの中間評価、予算等の資源配分を行う際の意思決定等への反映を含む。）、今後の安全研究業務のマネジメントの改善、国民への説明等に活用する。なお、事後評価結果の活用にあたっては、評語のみを参照するのではなく、その根拠や評価コメント、当該安全研究プロジェクトの性質もふまえ、活用につなげていくことが重要である。

（３）事後評価の実施時期

事後評価は、安全研究プロジェクトの終了後、かつ、実施方針策定前に行う。

（４）事後評価の方法

事後評価は、安全研究プロジェクトの活動内容、成果等を取りまとめた資料[4]を用いて実施する。

[4] 当該資料は、技術基盤グループ長が別に定める「報告書作成要領」（平成 30 年 9 月 25 日技術基盤グループ長決定）における「安全研究成果報告」の構成によることを原則とする。ただし、研究計画の変更など評価において特に記載すべき事項があれば、その記載事項を適宜追加又は変更することができるものとする。

事後評価では、評価項目ごとに別記３の基準及び別記４の方法により評価を行い、その結果を表示する評語（別記４及び別記５において「項目別評語」という。）を付す（３．３、別記３、別記４、別記５及び様式４において「項目別評価」という。）。

次に、別記５の方法により事後評価の結果を総括的に表示する評語（別記５において「全体評語」という。）を付す（３．３、別記５及び様式４において「総合評価」という。）。

項目別評価における評価項目は以下とする。ただし、安全研究プロジェクトの特性を踏まえて、必要に応じて評価項目を追加することを可能とする。

① 成果目標の達成状況
② 成果の公表等の状況
③ 研究の進め方に関する技術的適切性
④ 研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性
⑤ 成果の規制への活用の状況・見通し

項目③の評価は、事前評価及び中間評価と同様に技術評価検討会での議論を経た上で行うものとする。

（５）事後評価の手続

担当安全技術管理官等は、評価項目（項目⑤に係るものを除く。）ごとの評価を様式４（事後評価書）に記載するとともに、項目⑤については、実施方針における研究の必要性や研究課題に応じて、当該安全研究プロジェクトに関係する課等の長に評価を求めた上で、別記４の方法により決定した評価結果を様式４に記載する。その後、項目別評価の結果を基に様式４に総合評価を記載し、安全研究プロジェクトごとの評価結果についてばらつきが生じないよう、担当安全技術管理官等間で相互にレビュー・調整を行った上で、最終的な評価案を原子力規制委員会へ諮る。

３．４　追跡評価

（１）追跡評価の目的

追跡評価は、安全研究プロジェクトの成果が論文等として公表され、また規制へ活用されるには時間を要する場合があることから、終了から２年以上経過した安全研究プロジェクトの成果の公表状況及び成果の規制への活用状況を研究分野ごとに確認し、安全研究プロジェクトの適切な遂行に資することを目的とする。

（２）追跡評価結果の活用

追跡評価の結果は、研究分野ごとの成果の公表や成果の規制への活用に係る傾向の把握、後継安全研究プロジェクトの企画や研究計画の見直し等、今後の安全研究業務のマネジメントの改善、国民への説明等に活用する。

（３）追跡評価の実施時期

追跡評価は、３年周期で実施方針策定前に実施する。

（４）追跡評価の方法

追跡評価は、終了から２年以上経過した安全研究プロジェクトを研究分野ごとにまとめて実施する。担当安全技術管理官等は、評価対象プロジェクトにおける成果の公表実績及び成果の規制への活用実績の件数を別記６の方法により確認する。なお、一度追跡評価を行った安全研究プロジェクトについては、原則として次回以降の追跡評価の対象としないこととする。ただし、当該評価において確認する「成果の規制への活用実績」のうち、規則、告示、内規、ガイド等（以下「基準類」という。）の整備若しくは見直し又は審査、検査等の規制活動への活用実績が僅かであった、今後更なる活用が見込まれる等により引き続き成果の規制への活用状況を確認することが望ましい安全研究プロジェクトについては、次回の追跡評価時に引き続き成果の規制への活用実績を確認する。

（５）成果の規制への活用実績件数の管理

安全研究プロジェクトを担当する課等は、成果の規制への活用実績について、プロジェクト開始時から様式５に定める管理台帳を用いて管理し、追跡評価において活用する。当該活用実績については、毎年度末及び追跡評価の際に、評価対象プロジェクトに関係する課等に事実誤認がないことを確認する。

（６）追跡評価の手続

安全研究プロジェクトを担当する課等は、様式５を用いて分野ごとに成果の公表実績及び成果の規制への活用実績の件数を集計し、結果を原子力規制委員会に報告する。

（別記１）

中間評価における項目別評価基準

中間評価のうち項目別評価における評価項目ごとの評価基準について、以下のとおり定める。

なお、安全研究プロジェクトの特性を踏まえて評価項目を追加するときの評価基準については、担当安全技術管理官等が別途定めることを可能とする。

① 研究の進め方に関する技術的適切性

研究手法（最新の知見が取り入れられているか、適切な研究実施手法が採られているか）、成果の取りまとめ方法等についての技術的適切性を以下の区分に基づき評価する。なお、評価に当たっては、技術評価検討会における技術的な意見等を参考とすること。

Ｓ：技術的に優れている
Ａ：技術的に適切である
Ｂ：おおむね技術的に妥当であるが、一部見直しが必要である
Ｃ：技術的に適切ではない

② 研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性

安全研究プロジェクトの実施に当たり、計画管理（国内外の技術動向、規制動向等を把握し、それらを踏まえた優先度を勘案しながら柔軟に対応できているか）、研究体制（研究体制が有効に機能しているか、研究者が能力を発揮できているか、技術基盤の構築に向けた適切な体制となっているか）、進捗管理（成果目標等の達成に向けて適切に研究を進捗させているか、研究の遅れが生じた場合に適切に対応できているか）等の研究マネジメントの適切性並びに予算及び契約管理の適切性を以下の区分に基づき評価する。

Ｓ：模範となる管理の水準である
Ａ：適切に管理されている
Ｂ：おおむね適切に管理されているが、一部見直しが必要である
Ｃ：管理に問題がある

（別記２）

中間評価における総合評価の方法及び評価基準

（１）項目別評価による評価の基礎の決定

総合評価における全体評語は、項目別評価における２つの評価項目の項目別評語（Ｓ、Ａ、Ｂ又はＣ）を数字に換算（Ｓを 4 点、Ａを 3 点、Ｂを 2 点、Ｃを 1 点）した上で、その平均をとったもの（別記２及び様式３において「総合点」という。）及びそれを再度評語に変換（3.3 点以上をＳ、3.0 点以上～3.3 点未満をＡ、2.0 点以上～3.0 点未満をＢ、2.0 点未満をＣ）したもの（別記２において「基礎評語」という。）を基礎とする。

（２）評価の基礎に基づく総合評価の方法及び評価基準

最終的な総合評価は、総合点及び基礎評語を基にして、以下の評価基準により担当安全技術管理官等が実施する。この際、担当安全技術管理官等は、全体評語とともに、評価コメントを付すものとする。

【総合評価の評価基準】

Ｓ：模範となる水準で管理され、研究が行われている

Ａ：適切に管理され、研究が行われている

Ｂ：おおむね適切に管理されているが、一部見直しが必要である

Ｃ：管理が不十分であり、研究体制も含め抜本的な見直しが必要である

（別記３）

事後評価における項目別評価基準

事後評価のうち項目別評価における評価項目ごとの評価基準について、以下のとおり定める。

なお、安全研究プロジェクトの特性を踏まえて評価項目を追加するときの評価基準については、担当安全技術管理官等が別途定めることを可能とする。

① 成果目標の達成状況

研究計画で示される成果目標に対する達成状況を以下の区分に基づき評価する。

Ｓ：設定した目標を大きく超える成果が得られている

Ａ：設定した目標を達成した成果が得られている

Ｂ：設定した目標をおおむね達成した成果が得られているが、一部十分ではない

Ｃ：設定した目標を達成した成果が得られていない

② 成果の公表等の状況

ＮＲＡ技術報告若しくはＮＲＡ技術ノート（以下「ＮＲＡ技術報告等」という。）又は国内外の査読付の論文若しくはそれらと同等と考えられる公表活動[5]（下記のＳ、Ａ、Ｂに該当するもの）を対象として、安全研究プロジェクト終了時点における公表の有無及び内容を以下の区分に基づき評価する。ここでは、著者に原子力規制庁職員を含むか否かを問わず、安全研究プロジェクトの中で行われた成果公表を評価対象とする。

Ｓ：ＮＲＡ技術報告等（２件以上）を公表した、学会から表彰を受けるなど学術的価値が対外的に認められる査読付の論文等を公表した、原子力の安全に資する質の高い査読付の論文等を複数公表した、その他原子力の安全に大きく貢献する成果を公表した

Ａ：ＮＲＡ技術報告等又は査読付の論文等を公表した（論文の場合、投稿先から受理される等発行が確実な場合を含む）

Ｂ：ＮＲＡ技術報告等又は査読付の論文等の公表には至っていないが、公表に向けて手続中であり、ＮＲＡ技術報告等又は査読付の論文等の公表が見込まれる状況である

Ｃ：ＮＲＡ技術報告等又は査読付の論文等を公表しなかった上に、今後の公表の見込みが不透明である

③ 研究の進め方に関する技術的適切性

研究手法（最新の知見が取り入れられていたか、適切な研究実施手法が採られていたか）、成果の取りまとめ方法等についての技術的適切性を以下の区分に基づき評価する。

[5] 論文投稿で行われる査読と同等以上のレベルで行われる査読付の予稿を伴う国際会議の口頭発表等が対象となる。

なお、評価に当たっては、技術評価検討会における技術的な意見等を参考とすること。

Ｓ：技術的に優れている

Ａ：技術的に適切である

Ｂ：おおむね技術的に妥当であるが、一部十分ではない

Ｃ：技術的に適切ではない

④ 研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性

安全研究プロジェクトの実施に当たり、計画管理（国内外の技術動向、規制動向等を把握し、それらを踏まえた優先度を勘案しながら柔軟に対応できたか）、研究体制（研究体制が有効に機能したか、研究者が能力を発揮できたか、技術基盤の構築に向けた適切な体制となっていたか）、進捗管理（研究の遅れが生じた場合に適切に対応できたか）等の研究マネジメントの適切性並びに予算及び契約管理の適切性を以下の区分に基づき評価する。

Ｓ：模範となる管理の水準である

Ａ：適切に管理されている

Ｂ：おおむね適切に管理されているが一部十分ではない

Ｃ：管理に問題がある

⑤ 成果の規制への活用の状況・見通し

得られた研究成果が、研究計画で示される知見の活用先において活用（基準類の整備・見直しやその要否の判断、規制活動（審査、検査等）への活用等）が可能な状態へと整理され、規制に活用されたか又は活用が見込まれるかについて、以下の区分に基づき評価する。

Ｓ：得られた成果が規制に大きく貢献した又は今後大きく貢献することが見込まれている

Ａ：得られた成果が規制に貢献した又は今後貢献することが見込まれている

Ｂ：得られた成果の規制への貢献は現時点では限定的であるが、今後貢献する可能性がある

Ｃ：得られた成果が規制に貢献する可能性はない

【具体例】

Ｓ：得られた成果が反映される形で基準類が整備・見直しされる、得られた成果によって規制活動における判断の重要な根拠となるなど、得られた成果によって規制が大きく前進した又は前進が見込まれる（成果が活用先において利用可能な状態へと文書化されているなど）場合

Ａ：得られた成果が基準類の整備・見直しの要否の判断や規制活動における根拠や参考となるなど、得られた成果による規制への貢献があった又は貢献が見込まれる（成果が活用先において利用可能な状態へと文書化されているなど）場合

Ｂ：得られた成果が規制において有用な可能性があるが、現時点では基準類の整備・見直しの要否の判断や規制活動で利用可能な状態へと整理されていない場合

Ｃ：研究が大幅に遅延する等の理由により、期待していた成果が全く得られず、規制に貢献する見込みがない場合

（別記４）

事後評価における「⑤成果の規制への活用の状況・見通し」の項目別評語の決定方法

項目別評価の項目のうち、「⑤成果の規制への活用の状況・見通し」に関する評価は、関係する課等の長が行う。１つの安全研究プロジェクトに関係する課等が１つである場合は、当該課等の長が評価した評語（Ｓ、Ａ、Ｂ又はＣ）を項目⑤の項目別評語とする。また、１つの安全研究プロジェクトに関係する課等が複数あり、各課等の長が評価した評語が同一の場合は、当該評語を項目⑤の項目別評語とする。一方、１つの安全研究プロジェクトに関係する課等が複数あり、各課等の長が評価した評語が異なる場合は、以下の考え方に基づき、各課等の長が評価した評語のうち最も上位の評語を項目⑤の項目別評語とする。

安全研究の成果の規制への活用は、規制基準、審査、検査等といった規制分野や、実用炉、試験研究炉、核燃料サイクル施設等といった規制対象の施設の違いなどよって、活用される時期や必要性について差が生じると考えられる。安全研究の大きな目的の一つは規制への貢献であり、いずれの規制分野、施設等であっても、そのうち一つにでも研究成果が活用されれば、規制への活用という目的は達成されたと言える。

（別記５）

事後評価における総合評価の方法及び評価基準

（１）項目別評価による評価の基礎の決定

総合評価における全体評語は、項目別評価における５つの評価項目の項目別評語（Ｓ、Ａ、Ｂ又はＣ）を数字に換算（Ｓを４点、Ａを３点、Ｂを２点、Ｃを１点）した上で、その平均をとったもの（別記５及び様式４において「総合点」という。）及びそれを再度評語に変換（3.3 点以上をＳ、3.0 点以上～3.3 点未満をＡ、2.0 点以上～3.0 点未満をＢ、2.0 点未満をＣ）したもの（別記５において「基礎評語」という。）を基礎とする。

なお、特に留意すべき評価項目である「②成果の公表等の状況」及び「⑤成果の規制への活用の状況・見通し」に対して良好な成果が得られた場合には、1 点又は 2 点をその評価項目に加算した上で総合点及び基礎評語を決定することができる。ただし、基礎評語がＳとなる条件は、項目別評語のＳが２つ以上あることとする。

一方、項目②又は⑤で最下位の評語（Ｃ）がある場合には、基礎評語がＳ又はＡのときはＢへ、ＢのときはＣへそれぞれ下げるものとする。

（２）評価の基礎に基づく総合評価の方法及び評価基準

最終的な総合評価は、総合点及び基礎評語を基にして、以下の評価基準により担当安全技術管理官等が実施する。この際、担当安全技術管理官等は、全体評語とともに、評価コメントを付すものとする。

【総合評価の評価基準】

Ｓ：模範となる水準で管理され、期待以上の成果があった

Ａ：適切に管理され、期待どおりの成果があった

Ｂ：おおむね適切に管理され、期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった

Ｃ：管理が不十分であり、期待された成果が得られなかった

（別記６）

追跡評価における実績の件数の確認方法

追跡評価における成果の公表実績及び成果の規制への活用実績の件数の確認方法について、以下のとおり定める。

（１）成果の公表実績

次の項目における公表実績の件数を確認する。著者に原子力規制庁職員が含まれるものと含まれないものとを分けて集計する。

① NRA 技術報告
② NRA 技術ノート
③ 論文（査読付）
④ 学術会議のプロシーディングス（査読付）

（２）成果の規制への活用実績

次の項目における実績の件数を確認する。

① 基準類の整備・見直しへの活用

基準類の整備・見直しやその要否の判断に際し、安全研究の成果が用いられた場合に、該当する基準類の件数を確認する。なお、同一の基準類について複数回整備・見直しが実施又は検討され、それぞれに異なる安全研究の成果が用いられた場合には、別の実績として数える。

② 審査、検査等の規制活動への活用

基準適合性評価の根拠、公開会合における議論等に、安全研究の成果が活用された審査支援、検査支援等の件数を確認する。

③ その他

民間規格の技術評価に関する検討チーム会合、技術情報検討会等の原子力規制庁が実施する公開会合における報告実績の件数、安全研究の成果が用いられた被規制者向け情報通知文書の件数等を確認する。

様式１

研究計画

<table>
<tr><td rowspan="2">担当部署</td><td rowspan="2"></td><td>担当責任者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主担当者</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">１．プロジェクト名称</td></tr>
<tr><td colspan="4">２．カテゴリー・研究分野</td></tr>
</table>

３．背景

４．目的

５．知見の活用先

６．安全研究概要

７．成果目標と実施計画

実施項目	*○○年度*	*○○年度*	*○○年度*
（１）○○○○	*○○（実施内容）*	*○○（実施内容）*	*成果の公表*

８．実施体制

９．備考

様式２

事前評価書

安全研究プロジェクト名（期間）

1.　プロジェクトの目的

2.　研究概要

3.　事前評価結果

（１）評価項目ごとの評価

①　成果目標及び実施計画（成果の公表計画を含む。）に関する適切性：適・否

- 担当安全技術管理官等によるコメント

（目的や知見の活用先との整合性について記載）

（明確性及び実現可能性について記載）

②　研究の進め方に関する技術的適切性：適・否

- 担当安全技術管理官等によるコメント

（技術評価検討会における主な意見及びその対応）

➢

➢

③　知見の活用先の設定に関する適切性：適・否

- 関係する課等の長によるコメント（適・否[6]、〇〇部門）

（関係する課等の長が複数人の場合には、全ての者による評価を記載）

（２）研究計画案の変更の要否及び変更が必要な場合はその変更内容

- 担当安全技術管理官等によるコメント

[6] 現時点の具体的な規制ニーズではなく、中長期的観点から実施する安全研究プロジェクトであって、現時点で適否の判断が難しい場合には「－」とし、その理由を含めてコメントを記載する。

様式３

中間評価書

安全研究プロジェクト名（期間）

1.　プロジェクトの目的

2.　研究概要

3.　現状の研究成果

4.　中間評価結果

（１）　当初計画の適切性に関する評価

①　実施方針との整合性の観点からの評価：見直し要・否

●　担当安全技術管理官等によるコメント

②　技術動向の観点からの評価：見直し要・否

●　担当安全技術管理官等によるコメント

③　規制動向の観点からの評価：見直し要・否

●　関係する課等の長によるコメント（見直し要・否[7]、〇〇部門）

（関係する課等の長が複数人の場合には、全ての者による評価を記載）

④　先行プロジェクトの事後評価からの改善状況の観点からの評価：見直し要・否

●　担当安全技術管理官等によるコメント

⑤　①～④を踏まえた当初計画の見直し等の要否に係る評価

評価結果：計画の見直しは不要・計画を見直した上で継続する・研究を中断する・研究を中止する

[7] 現時点の具体的な規制ニーズではなく、中長期的観点から実施する安全研究プロジェクトであって、現時点で適否の判断が難しい場合には「－」とし、その理由を含めてコメントを記載する。

- 担当安全技術管理官等による評価コメント

（２） 研究の実施状況の評価

項目別評価① 研究の進め方に関する技術的適切性：SABC

- 担当安全技術管理官等によるコメント

（技術評価検討会における主な意見及びその対応）

➢

➢

項目別評価② 研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性：SABC

- 担当安全技術管理官等によるコメント

（計画管理、研究体制、進捗管理等の研究マネジメントの適切性について記載）

（予算及び契約管理の適切性について記載）

総合評価：SABC（総合点：　）

- 担当安全技術管理官等による評価コメント

様式４

事後評価書

安全研究プロジェクト名（期間）

1.　プロジェクトの目的

2.　研究概要

3.　研究成果

4.　事後評価結果

（１）項目別評価

①　成果目標の達成状況：SABC

●　担当安全技術管理官等によるコメント

②　成果の公表等の状況：SABC

●　担当安全技術管理官等によるコメント

③　研究の進め方に関する技術的適切性：SABC

●　担当安全技術管理官等によるコメント

（技術評価検討会における主な意見及びその対応）

➢

➢

④　研究マネジメント及び予算・契約管理の適切性：SABC

●　担当安全技術管理官等によるコメント

（計画管理、研究体制、進捗管理等の研究マネジメントの適切性について記載）

（予算及び契約管理の適切性について記載）

⑤　成果の規制への活用の状況・見通し：SABC

●　関係する課等の長によるコメント（SABC、〇〇部門）

（関係する課等の長が複数人の場合には、全ての者による評価を記載）

（２）総合評価：SABC（総合点：　）

- 担当安全技術管理官等による評価コメント

様式５

成果の規制への活用実績管理台帳

整理番号	分野	安全研究プロジェクト	成果の内容	活用先	種類*1	活用年度	関連会合名等	関係課等

*1 以下のいずれであるかを記載する。

① 基準類の整備・見直しへの活用

② 審査、検査等の規制活動への活用

③ その他（公開会合における報告実績の件数、被規制者向け情報通知文書の件数等）